

「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に係る
コメント関連テーブルの仕様変更とマスター更新日について

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和6年7月12日保医発0712第1号）において、

「診療報酬請求書等の記載要領」の別表Ⅰに「長期収載品の選定療養に関する取扱い」が示されたことから、次のとおりコメント関連テーブルの仕様変更及び設定変更を実施します。

コメント関連テーブルの仕様変更

記載要領（別表Ⅰ **医科**）の「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に伴う仕様変更及び設定変更イメージ

長期収載品（選定療養の対象としない場合）の算定時に記録するコメント

コメント関連テーブルに新たに設定を追加予定。仕様変更（赤枠部分）あり。詳細はスライド5へ記載

コメント 記載通 知等	診療（調剤） 行為コード	省略漢字名称	コメントコード	コメント文	条件 区分
1	819999999	* * * 選定療養対象医薬品 1 * * *	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	20
1	819999999	* * * 選定療養対象医薬品 1 * * *	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため	20
1	819999999	* * * 選定療養対象医薬品 1 * * *	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため	20
1	819999999	* * * 選定療養対象医薬品 1 * * *	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため	20
1	819999999	* * * 選定療養対象医薬品 1 * * *	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため	20

長期収載品について、処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載をした場合に記録するコメント

コメント 記載通 知等	診療（調剤） 行為コード	省略漢字名称	コメントコード	コメント文	条件 区分
1	199999999	* * * 医科診療行為特定不能 * * *	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	00
1	199999999	* * * 医科診療行為特定不能 * * *	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため	00
1	199999999	* * * 医科診療行為特定不能 * * *	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため	00
1	199999999	* * * 医科診療行為特定不能 * * *	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため	00

コメント関連テーブルの仕様変更

記載要領（別表Ⅰ **歯科**）の「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に伴う仕様変更及び設定変更イメージ

長期収載品（選定療養の対象としない場合）の算定時に記録するコメント

コメント関連テーブルに新たに設定を追加予定。仕様変更（赤枠部分）あり。詳細はスライド5へ記載。

コメント 記載通 知等	診療（調剤） 行為コード	省略漢字名称	コメントコード	コメント文	条件 区分
3	839999999	* * * 選定療養対象医薬品 3 * * *	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	20
3	839999999	* * * 選定療養対象医薬品 3 * * *	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため	20
3	839999999	* * * 選定療養対象医薬品 3 * * *	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため	20
3	839999999	* * * 選定療養対象医薬品 3 * * *	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため	20
3	839999999	* * * 選定療養対象医薬品 3 * * *	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため	20

長期収載品について、処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載をした場合に記録するコメント

コメント 記載通 知等	診療（調剤） 行為コード	省略漢字名称	コメントコード	コメント文	条件 区分
3	399999999	* * * 歯科診療行為特定不能 * * *	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	00
3	399999999	* * * 歯科診療行為特定不能 * * *	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため	00
3	399999999	* * * 歯科診療行為特定不能 * * *	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため	00
3	399999999	* * * 歯科診療行為特定不能 * * *	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため	00

コメント関連テーブルの仕様変更

記載要領（別表Ⅰ **調剤**）の「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に伴う仕様変更及び設定変更イメージ

長期収載品（選定療養の対象としない場合）の算定時に記録するコメント

コメント関連テーブルに新たに設定を追加予定。仕様変更（赤枠部分）あり。詳細はスライド5へ記載。

コメント 記載通 知等	診療（調剤） 行為コード	省略漢字名称	コメントコード	コメント文	条件 区分
4	849999999	* * * 選定療養対象医薬品 4 * * *	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため	20
4	849999999	* * * 選定療養対象医薬品 4 * * *	820101325	医療上の必要性があると医師又は歯科医師が判断したため（処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載があった場合等）	20
4	849999999	* * * 選定療養対象医薬品 4 * * *	820101326	剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため	20

コメント関連テーブルの仕様変更

コメント関連テーブルファイル仕様説明書の更新

コメント関連テーブルファイル仕様説明書の「内容」欄に仕様を追記（赤文字）する。

（追記した内容との整合性を図るため、その他の項目の内容欄についても軽微な修正を行う）

コメント関連テーブルファイル仕様説明書（案）

項番	項目名	内容
4	区分	記載要領別表Ⅰの「診療（調剤）行為名称等」の列の値に「長期収載品の選定療養に関する取扱い」が記載されている場合は、当該列の値を設定する。
6	診療（調剤）行為コード	＜長期収載品の選定療養に関する取扱いの場合＞ 項番4「区分」が「長期収載品の選定療養に関する取扱い」である場合であって、対象となる医薬品を示す場合は、項番2「コメント記載通知等」に応じて次のコードを設定する。 なお、対象となる医薬品は医薬品マスターの項番42「選定療養区分」に「1」を設定する。 819999999：コメント記載通知等が「1」の場合 839999999：コメント記載通知等が「3」の場合 849999999：コメント記載通知等が「4」の場合
8	省略漢字名称	＜長期収載品の選定療養に関する取扱いの場合＞ 項番6「診療（調剤）行為コード」に「長期収載品の選定療養に関する取扱い」のコードを設定している場合に、次の名称を設定する。 *** 選定療養対象医薬品1 ***：「819999999」の場合 *** 選定療養対象医薬品3 ***：「839999999」の場合 *** 選定療養対象医薬品4 ***：「849999999」の場合
14	条件区分	20：長期収載品を選定療養として処方しない場合

8月23日（金）

- ・ **コメント関連テーブル及び仕様説明書の更新**（社会保険診療報酬支払基金HPに掲載）
当該資料の仕様変更及び設定変更の反映

9月6日（金）

- ・ **医薬品マスターの更新と仕様変更**（診療報酬情報提供サービスHP及び社会保険診療報酬支払基金HPに掲載）
令和6年7月12日のお知らせ「長期収載品の選定療養導入に伴う仕様変更について」の内容を反映
- ・ **コメント関連テーブルの更新**（社会保険診療報酬支払基金HPに掲載）
医薬品マスターの更新に伴い新設された医薬品コードを設定に追加（記載要領別表Ⅱ、Ⅲの設定の変更）